





<p>第 23 条（調査）</p> <p>第 24 条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>第 26 条（加盟店契約の解除）  (14)加盟店が取扱った信用販売にかかる売上について会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断した場合、もしくは会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に加盟店がその換金行為に加担するなど不適切な信用販売を行っているとしてダイナースが判断した場合、または加盟店（代表者および関係者を含む）が自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうちダイナースが不適当と判断した場合</p> <p>(15)加盟店および加盟店の代表者に対しダイナースが会員資格を取り消す手続をとった場合</p> <p>第 27 条（契約終了後の処理）</p> <p>第 28 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>第 29 条（地位の譲渡）</p> <p>第 30 条（規約適用の除外）</p> <p>第 31 条（規約の変更および承認）</p> <p>第 32 条（細部手続）</p> <p>第 33 条（合意管轄裁判所）</p> <p>第 34 条（諸法令・準拠法）  (2022 年 6 月 1 日改定)</p>	<p>第 23 条（調査）</p> <p>第 24 条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>第 26 条（加盟店契約の解除）  (14)加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。又は会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとしてダイナースが判断した場合</p> <p>(15)加盟店がダイナースの会員であり、ダイナースが会員資格を取り消す手続をとった場合</p> <p>第 27 条（契約終了後の処理）</p> <p>第 28 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>第 29 条（地位の譲渡）</p> <p>第 30 条（規約適用の除外）</p> <p>第 31 条（規約の変更及び承認）</p> <p>第 32 条（細部手続）</p> <p>第 33 条（合意管轄裁判所）</p> <p>第 34 条（諸法令・準拠法）  (2020 年 3 月 1 日改定)</p>	<p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>（変更）</p>
--	--	---

ダイナースロイヤルチェック取扱登録店規約（傍線部分は改正部分。改正のない項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
ダイナースロイヤルチェック取扱登録店規約 第1条（取扱登録店） 第2条（ダイナースロイヤルチェックの定義） 第3条（事務の取扱い） 第4条（精算方法） 第5条（偽造商品券への対処） 第6条（無効商品券の取扱い） 第7条（様式の変更） 第8条（解約） 第9条（規約の変更） 第10条（準用規定） (2022年6月1日改定)	ダイナースロイヤルチェック取扱登録店規約 第1条（取扱登録店） 第2条（ダイナースロイヤルチェックの定義） 第3条（事務の取扱い） 第4条（精算方法） 第5条（偽造商品券への対処） 第6条（無効商品券の取扱い） 第7条（様式の変更） 第8条（解約） 第9条（規約の変更） 第10条（準用規定） (2018年3月3日改定)	(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (変更)

加盟店情報取り扱いに関する同意条項（傍線部分は改正部分。改正のない項、号については省略。）

新規約		旧規約		備考
<p><b>加盟店情報取り扱いに関する同意条項</b></p> <p>&lt;本同意条項は、ダイナースクラブ加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。&gt;</p> <p><b>第1条（加盟店情報の収集・保有・利用）</b></p> <p>1. 加盟店または加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）および加盟店送金業務等の加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報（以下、総称して「加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(3)加盟申込日、加盟承認日、CCT等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等とダイナースの取引に関する事項および加盟店申込みにかかわる事実</p> <p><b>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</b></p> <p><b>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について）</b></p>		<p><b>加盟店情報取り扱いに関する同意条項</b></p> <p>&lt;本同意条項は、ダイナースクラブ加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。&gt;</p> <p><b>第1条（加盟店情報の収集・保有・利用）</b></p> <p>1. 加盟店又は加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）及び加盟店送金業務等の加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報（以下、総称して「加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(3)加盟申込日、加盟承認日、CCT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等とダイナースの取引に関する事項及び加盟店申込みにかかわる事実</p> <p><b>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</b></p> <p><b>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について）</b></p>		
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）	名 称	日本クレジットカード協会 加盟店情報交換センター	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6階	住 所	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6階
電 話	03-5643-0011	電 話	03-6738-6626	03-5643-0011
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫	共同利用の 管理責任者	日本クレジットカード協会	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター
U R L	http://www.j-credit.or.jp/	U R L	http://www.jcca-office.gr.jp/	http://www.j-credit.or.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	共同利用の目的	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

共同利用の目的		共同利用の目的	<p>本人の同意を得ることが困難であるとき。  <u>4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。</u></p>		(変更)
登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由  ②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由  ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由  ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由  ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報  ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報  ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報  ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあると、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報  ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報  ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	登録される情報	<p>・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報  ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報  ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付</p>	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由  ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由  ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由  ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由  ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報  ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報  ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報  ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、</p>	

登録される情報		登録される情報		公表された情報等)について、JDM センターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑨の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。	(変更)				
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます	登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます					
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)	共同利用の範囲	日本クレジットカード協会の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。)	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)					
第4条(加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き) 第5条(加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合) 第6条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用) 本規約に関するお問い合わせ先 〒104-6035 <別表>売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日 1. オンラインシステムを利用したお取扱い		第4条(加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き) 第5条(加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合) 第6条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用) 本規約に関するお問い合わせ先 〒104-6036 <別表>売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日 1. オンラインシステムを利用したお取扱い			(省略) (省略) (省略) (変更)				
支払区分	取扱期間	売上受付締切日*	支払日	支払区分	取扱期間	売上受付締切日*	支払日		
一回払い リボルビング払い ロイヤルチェック	通年	毎月15日	当月30日 (2月の場合は月末日)	一回払い リボルビング払い ロイヤルチェック	通年	毎月15日	当月30日	(変更)	
		毎月末日	翌月15日			毎月末日	翌月15日		
ボーナス 一括払い	夏期	12月16日~6月15日	7月15日	7月30日	ボーナス 一括払い	夏期	12月16日~6月15日	7月15日	7月30日
	冬期	7月16日~11月15日	12月15日	12月30日		冬期	7月16日~11月15日	12月15日	12月30日
(2022年6月1日改定) 21LC-384_202201・23-802D				(2020年3月1日改定) 19LC-1835-202001・23-802C				(変更) (変更)	